

訴訟事件の判決について

【報告案件1】

1 事件名

- (1) 都市計画決定違法確認請求事件（東京地方裁判所 平成21年（行ウ）第253号。以下「第1事件」という。）
- (2) 都市計画決定違法確認請求事件（東京地方裁判所 平成21年（行ウ）第428号。以下「第2事件」という。）

2 当事者

原告 第1事件 中野区民2名、杉並区民1名
第2事件 中野区民3名、杉並区民1名
被告 中野区

3 訴訟の経過

平成21年(2009年)5月21日 東京地方裁判所に訴えの提起（第1事件）
8月26日 東京地方裁判所に訴えの提起（第2事件）

※ 第2事件については、裁判所の決定により第1事件に弁論の併合がなされた。

平成24年(2012年)4月27日 東京地方裁判所で訴えの却下判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告らが、中野区が平成23年8月19日付で告示をした東京都市計画公園第3・3・109号中野中央公園（以下「中野中央公園」という。）についての都市計画の変更の決定（以下「本件都市計画変更決定」という。）により、原告ら個々人が有する中野中央公園を中核とする広域避難場所「中野区役所一帯」に避難する利益に現に不安が生じているとともに、本件都市計画変更決定は都市計画法第13条第1項第11号及び第18条の2第4項に違反する違法なものであるなどと主張して、行政事件訴訟法第4条に規定する「公法上の法律関係に関する確認の訴え」として本件都市計画変更決定が違法であることの確認を求めたものである。

5 請求の趣旨

- (1) 本件都市計画変更決定が違法であることを確認する。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 判決

- (1) 主文

ア 本件各訴えをいずれも却下する。

イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 一般に、このような訴えが適法と認められるためには、①原告らの権利又は法律上の地位に現に危険・不安が存在し、②その危険・不安が被告（被告に所属する行政庁を含む。）に起因する等のものであって、③その危険・不安を除去するために、求められている確認の対象について判決により確認をすることが必要かつ適切である場合であることを要するものと解される。

イ 被告が平成13年3月に策定した中野区みどりの基本計画（以下「旧中野区みどりの基本計画」という。）に、広域避難場所「中野区役所一帯」の中核として警察大学校等移転跡地に4haの公園を都市計画決定する旨の記載があるからといって、原告らにおいて、その記載を前提とする何らかの権利ないし法律上の地位を有するというにはならない。

ウ 原告らは、旧中野区みどりの基本計画及び新みどりの基本計画（被告が平成21年8月に策定した中野区みどりの基本計画をいう。）は、いずれも、都市計画の基本方針である中野区マスタープランの一部を成すものであるとも主張するが、都市計画の基本方針も、その基本的性格等に照らし、それを定めた市町村に住民等に対する具体的な法的義務を課したり、住民等の個々人に具体的な権利ないし法律上の地位を与えたりするようなものではないことが明らかであるから、原告らの上記主張は、裁判所の判断を左右するものではない。

エ 東京都知事による広域避難場所の指定は、当該広域避難場所の所在地をその区域に含む地方公共団体に具体的な法的義務を課したり、当該広域避難場所の避難割当て区域内又はその周辺の住民等の個々人に具体的な権利ないし法律上の地位を与えたりするようなものではない。

オ 仮に、広域避難場所「中野区役所一帯」における利用可能な避難空間が、1人当たり1㎡に満たない事態が生じたとしても中野中央公園を中核とする広域避難場所「中野区役所一帯」に避難する利益が侵害されたものとは評価し難いというべきであり、また、広域避難場所「中野区役所一帯」内の民有空地について将来的に建築物が建築される等の可能性があるとしても、そのような可能性の存在をもって原告ら主張の上記利益に現に危険・不安が生じているとの評価をすることもできない。

カ したがって、本件都市計画変更決定に起因する等のものとして、原告らの上記利益に現に危険・不安が存在しているものとはいえない。

キ よって、本件各訴えについては、確認の利益が認められないものというべきであるから、不適法である。

【報告案件 2】

1 事件名

地区計画条例取消請求事件（東京地方裁判所 平成22年（行ウ）第205号）

2 当事者

原告 杉並区民2名

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成22年(2010年) 4月21日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成24年(2012年) 4月27日 東京地方裁判所で訴えの却下判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告らが、区が制定した建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例である中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例（平成21年中野区条例第32号。以下「本件条例」という。）の制定行為が、行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分の取消しの訴えの対象に当たることを前提として、その取消しを求めたものである。

5 請求の趣旨

- (1) 本件条例を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

6 判決

(1) 主文

ア 本件各訴えをいずれも却下する。

イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 条例の制定行為は、普通地方公共団体又は東京都の特別区の議会が行う一般的、抽象的な法規範を定める立法作用に属し、一般的には、処分の取消しの訴えの対象となる処分に当たるものでないことはいうまでもないが、他に行政庁の法令の執行行為という処分を待つことなく、その施行により特定の個人の権利義務や法的地位に直接影響を及ぼし、行政庁の処分と実質的に同視し得ることができるような例外的な場合には、処分の取消しの訴えの対象となる処分に含まれるものと解するのを相当とすることもあり得る。

イ 本件条例は、それが建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例として定められたものであることや、その規定の文言及び内容に照らせば、法律の委任に基づき、東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画（東京都が平成19年4月6日付けで告示した東京都市計画地区計画中野四丁目地区地区計画の決定並びに平成

21年6月22日付け及び平成23年8月19日付けで告示した同地区計画の変更の決定に係る地区計画をいう。)の区域のうち本件条例が適用される区域内において建築される建築物の敷地、構造、用途等に関する制限等について、一般的、抽象的な法規範を定めたものであり、本件条例の規定は、法的には、本件条例が施行された後に当該区域内において建築物の建築等をしようとする者の全てに適用され、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に当たるものとして同法による行政庁等の執行行為に供される性格のものであることが明らかであって、本件条例の制定行為をもって、上記アの例外的な場合に当たるものということとはできない。

ウ したがって、本件条例の制定行為をもって、処分の取消しの訴えの対象となる処分に該当するものということとはできない。